

特高支援金（長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第4弾））申請要領**1 目的**

国による電気料金の全国一律支援の対象外となっている特別高圧契約の県内中小企業者等を支援することにより、原油・原材料価格の高騰等に直面する事業者の経費負担を軽減する。

2 支援対象者及び支援金額等

	支援対象者	支援金額	支援金上限額
1	小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、長野県内の事業所（公立施設、発電施設を除く。）で事業を行う中小企業者※ ^{1、2}	令和7年7月から9月までの電気使用量に対し、次の単価を乗じた額の合計 ・1.0円/kWh（令和7年7月、9月） ・1.2円/kWh（令和7年8月）	1事業者あたり 1,100万円
2	小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、長野県内の大型商業施設（大規模小売店舗立地法で規定する届出施設に限る。）を運営又は管理する者※ ³	令和7年7月から9月までのいずれか、かつ申請日時点で当該商業施設に入居し、支援金の分配が可能なテナント事業者数に1万円を乗じた額	-

※1 支援対象者1において、主たる事業が農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、鉄道事業の方は、対象外となります。

※2 支援対象者1において、「みなし大企業」は対象外となります。

※3 支援対象者2において、特別高圧の電力需給契約を締結した者から商業施設の運営又は管理業務を受託している者も対象となります。

＜中小企業者の定義＞

本支援金の対象となる中小企業者は、中小企業支援法第2条第1項第1号から第4号で規定する会社、個人（個人事業者）及び組合であり、主たる業種が、日本標準産業分類上の農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、鉄道事業である者を除きます。

★中小企業支援法第2条第1項1号から第3号

業種	資本金の額 (又は出資の総額)	常時使用する 従業員の数
製造業、その他（ゴム製品製造業を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※ 資本金の額(又は出資の総額)、常時使用する従業員の数のいずれかを満たすことが必要です。ただし、上記要件を満たしていても以下のいずれかに該当する者(みなし大企業)は除きます。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している

オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

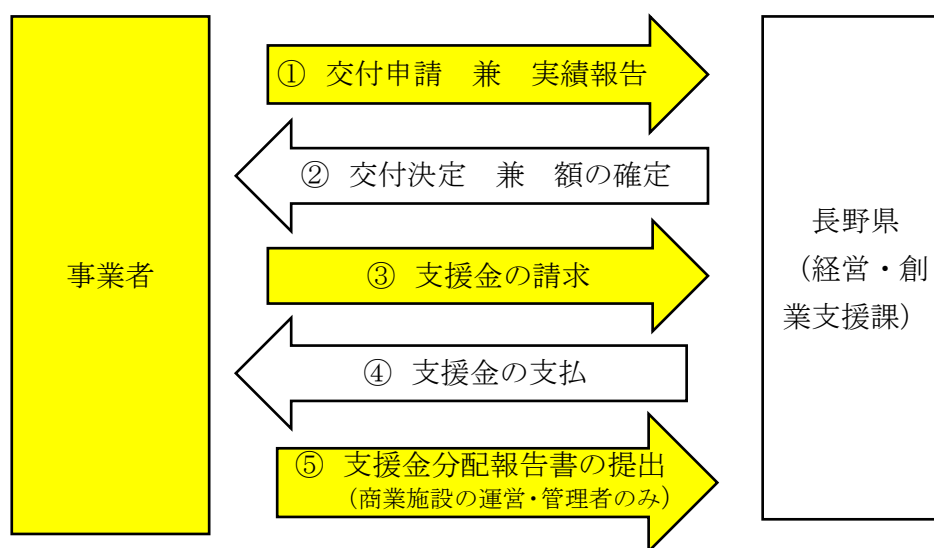
※ 大企業とは、中小企業支援法で規定される中小企業者以外の者をいいます。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって、みなし大企業の規定を適用しません。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3 受付期間

令和7年10月1日(水)から令和7年12月26日(金)まで

4 申請、支援金受領等までの流れ



5 申請方法等

(1) 事前連絡

申請前に、電力会社からの請求書等に「特別高圧」の契約であることが記載されていることをご確認ください。

個別に「申請様式の提供」及び「申請サポート」を行いますので、県庁経営・創業支援課 中小企業支援係（電話：026-235-7195（直通）、電子メール：keieishien@pref.nagano.lg.jp）までご連絡をお願いします。

(2) 提出方法

	宛先	備考
電子メール	keieishien@pref.nagano.lg.jp (県庁経営・創業支援課 中小企業支援係あて)	※ メールのタイトルは「特高支援金申請」と記入してください。 ※ 5M以上になる場合は、受信ができません。大容量ファイル転送サービス等をご利用ください。
郵送、持参	〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2 産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係あて	※ 郵送の際は「特高支援金申請書 在中」と記入してください。 ※ 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。 ※ 郵便料金は申請者負担となります。

(3) 提出書類

	申請者	提出書類
1	長野県内で事業を行う中小企業者	(1) 交付申請書兼実績報告書(様式1号) (2) 交付申請額計算書(様式3号) (3) 誓約書(様式4号) (4) 特別高圧の契約を締結していることを証する書類(契約書又は請求書の写し等) (5) 特別高圧受電施設の支援対象月の電気使用量を証する書類(請求書の写し等) (6) 履歴事項全部証明書の写し(3か月以内に発行されたもの)
2	長野県内で大型商業施設を運営又は管理する者	(1) 交付申請書兼実績報告書(様式2号) (2) テナント事業者数を証する書類 ・事業者一覧<事業者名、本社所在地、店舗名、入居日> ・店舗配置図 (3) 誓約書(様式5号) (4) 特別高圧の契約を締結していることを証する書類(契約書又は請求書の写し等) (5) 特別高圧受電施設における令和7年7月から9月までの電力使用量が分かる書類(請求書の写し等) (6) 履歴事項全部証明書の写し(3か月以内に発行されたもの) (7) (特別高圧の契約者と申請者が異なる場合)当該契約者との管理等委託契約を証する書類

6 掲載ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/tokko.html>



7 問合せ先

部署：長野県 産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係

電話：026-235-7195

E-Mail：keieishien@pref.nagano.lg.jp